

## いしかわ暮らしセミナー企画・運営業務委託仕様書

### 1 目的

本県では、首都圏・関西圏等の移住検討者や潜在的な移住希望者を対象に、移住に関する情報提供や相談機会を提供するセミナーを継続的に実施し、「いしかわ暮らし」への関心を高め、移住希望者の掘り起こしや実際の移住促進を図ってきた。

令和6年能登半島地震等の影響により移住相談者数が減少傾向にあることを踏まえ、震災による被災県への不安の払拭と地域の復興状況・魅力の発信を重視した新たなアプローチを展開する。従来の移住希望者層に加え、関係人口の創出や地域への関心喚起を目的とした幅広い層を対象に、石川県の「今」と「これから」を伝えるセミナーを実施することで、本県への理解と共感を深め、将来的な移住・定住や地域との多様な関わりの促進につなげることを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) いしかわ暮らしセミナーの企画・運営

##### ① 日程・場所・テーマ

テーマ及びタイトルは、提案・委託者と協議の上で決定するものとする。

##### 【令和8（2026）年度開催予定】

開催	日程	場所	テーマ
第1回	7月25日（土）	首都圏（ハイブリッド）	復興をテーマとしたもの
第2回	11月28日（土）	関西圏（ハイブリッド）	復興をテーマとしたもの
第3回	1月24日（日）	首都圏（ハイブリッド）	幅広い層へ石川県の魅力を発信するもの

※詳細は、協議の上で決定するものとする。

イベント内容や開催方法を変更することがある。変更があった場合には、柔軟に対応すること。

##### ② 開催方法

会場開催及びオンラインのハイブリッド開催。

- ・石川県を主催者、首都圏開催の際は、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構を共催者とする。
- ・Zoom等のオンラインツールを活用したセミナーとする。また、配信に必要なアカウント等については、委託者から別途指示がある場合を除き、準備すること。
- ・使用するオンラインツールについては、参加者がログインIDを新たに取得するなどの手間をかけず、スマートフォン、タブレット、パソコン等のデバイスから容易に利用できるツールを選定すること。

##### ③ 集客目標

セミナーについては各回60名を集客目標とする。

#### ④ 市町村や関係者との連携

セミナー内容の企画にあたっては、例えば市町担当課職員の登壇機会や、市町の PR タイムを設けるなどの、市町が関与する企画を盛り込むこと。また、委託者と調整のうえ、市町に対し、参加の依頼や事務連絡等を行い、開催に向けた調整を進めること。特に移住手段やその具体的な方法を紹介するセミナーにおいては、市町や関係者との調整を密に行うこと。

#### ⑤ ゲスト等の登壇

各セミナーには、先輩移住者や有識者等、ゲストスピーカーを 1 組以上登壇させることとし、ゲストスピーカーについては、委託者と協議の上選定する。また、ゲスト等に対する謝金等は、委託料の中から支出すること。

#### ⑥ 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

ア チラシ及びバナーの広告クリエイティブを各回作成し、セミナー開催の概ね 4 週間前までに納品すること。全体を通じて本県のくらしの魅力を発信するため、統一感のあるデザインやキャッチコピー等とすること。

##### 【作成する広報クリエイティブ】

- ・ チラシ（A4 サイズ・ pdf ファイル）
- ・ ウェブページ掲載用バナー横（1280px×720px・ png ファイル）
- ・ SNS バナー縦（1080px×1350px・ png ファイル）

イ 本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により作成し、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

#### ⑦ 事前申込フォームの作成

セミナーの参加者数や属性の把握や広告効果の確認が可能な事前申込フォームを作成すること。申し込み状況は随時共有すること。

#### ⑧ 移住セミナーの運営

セミナーについて、対面とオンラインを併用したハイブリッド方式で円滑に運営できるよう、次の業務を行うこと。

##### ア リハーサル、接続テストの実施

各セミナーにつき 1 回以上、委託者、出展市町及びゲストスピーカー等が参加するリハーサル（接続テスト）を実施すること。

##### イ セミナー当日のオンラインツールの操作等

セミナーで使用するオンラインツール等の操作を行うこと。

##### ウ セミナーのファシリテーション

各セミナーにつき 1 名以上のファシリテーターを設置し、セミナーの進行を行うこと。

##### エ アンケートの実施及び取りまとめ

Google フォーム等のオンラインアンケートツールを使用し、参加者からのアンケートを収集し、セミナー実施日から概ね 1 週間後までに提出すること。

## (2) 広告運用業務

- ① インターネットやソーシャルネットワークサービス等を活用した広報等の実施
  - ・石川県への移住に関心のある方をターゲットとして、インターネットやソーシャルネットワークサービスの広報媒体を活用した広報活動を行うこととし、クリック数や表示回数などの目標を設定するとともに、広報実施後、成果を報告すること。
  - ・広告掲載のための広告クリエイティブ及び掲載文を作成すること。
- ② チラシ等の作成
  - ・各回 A4 サイズ、片面カラー又は両面カラーでチラシを作成し、データで納品すること。
  - ・デザインは委託者と調整のうえ、決定することとする。
  - ・作成物の所有権及び著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする
- ③ 関係機関と連携した広報の実施
  - いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）やふるさと回帰支援センター等、関係機関と連携しながら広報活動を行うこと。
- ④ その他効果的な広報の実施
  - ①～③のほか、移住イベントを効果的に広報できる手段を提案し、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会と協議のうえ、実施すること。

## 3 広告の運用管理

- ・受託者は、広告運用計画を作成し、説明のうえ承認を得ること
- ・広報の実施にあたっては、イベント開催の都度、広報開始前に広報方針や目標を示すとともに、申込み状況によりフェアの参加者規模や広告効果の把握を行い、その結果を委託者へ随時報告することとし、状況に応じて委託者と協議のうえ、追加で広告を実施する等、当日の集客に必要な対策を講じることとする。

## 4 目標値（KPI）の設定

- ・ターゲットについては、参加者数を最大にするという課題に対して、施策の最適化を行う目的にふさわしいKPIを設定すること
- ・結果計測するためのタグマネージャーの設定、計測ツールの設定等を行うこと
- ・その他本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を広告運用計画に記載すること
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること

## 5 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

## 6 委託予定金額

2, 400千円以内（消費税及び地方消費税含む）

## 7 成果品の提出

成果物は次のとおりとする。

### (1) 実績報告書

本事業の実施内容を記載した実績報告書を作成し、A4 サイズで提出すること。

### (2) 電子データ

実績報告書データについては、併せて PDF 等の電子媒体により提出すること。

### (3) 提出期限

成果物の提出は令和9年3月12日を期限とする。

## 8 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。

ただし、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

## 9 情報のセキュリティの確保

### (1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合に当たっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

### (2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

### (3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 10 著作権等

### (1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、制作途中に制作案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又は、石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

### (2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

### (3) 権利関係の処理等

①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係の留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

11 留意事項

- (1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。
  - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。
- (5) 地方での移住に関心の無い者に対し、金銭等を支給しての集客は行ってはならない。